

生産性要件について

事業所における生産性向上の取り組みを支援するため、生産性を向上させた事業所が労働関係助成金（一部）を利用する場合、その助成額又は助成率を割増します。

生産性要件

助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、助成の割増を行います。（具体的な助成額又は助成率は各助成金の説明ページをご覧ください。）

助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が

- ・その3年度前に比べて6%以上伸びていること又は
- ・その3年度前に比べて1%以上（6%未満）伸びていること（※）

（※）この場合、金融機関から一定の「事業性評価」を得ていること。

☞「事業性評価」とは、都道府県労働局が、助成金を申請する事業所の承諾を得た上で、事業の見立て（市場での成長性、競争優位性、事業特性及び経営資源・強み等）を与信取引等のある金融機関に照会させていただき、その回答を参考にして、割増支給の判断を行うものです。

なお、「与信取引」とは、金融機関から借入を受けている場合の他に、借入残高がなくとも、借入限度額（借入の際の設定上限金額）が設定されている場合等も該当します。

注意：計画等から一定期間経過後に生産性を向上させた場合（伸び率が6%以上）にのみ支給される助成金があります。

☞「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

●生産性要件を算定するための「生産性要件算定シート」を厚生労働省のホームページに掲載しています。これをダウンロードし、該当する勘定科目の額を損益計算書や総勘定元帳の各項目から転記することにより生産性を算定できます。なお、助成金の支給申請のあたりは、各勘定科目の額の証拠書類（損益計算書、総勘定元帳など）の提出が必要となります。

●なお、生産性の算定要素である「人件費」について、「従業員給与」のみを算定することとし、役員報酬等は含めないこととしています。

●また、「生産性要件」の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

「生産性要件」が設定される助成金

分 類	助成金名称	スマイル 該当ページ
雇入れ関係	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	56
雇用環境の整備関係	人材確保等支援助成金	77
	65歳超雇用推進助成金	81
仕事と家庭の両立支援関係	両立支援等助成金	84
キャリアアップ・人材育成関係	キャリアアップ助成金	73
	人材開発支援助成金	63
最低賃金引上げ関係	業務改善助成金	69
再就職支援関係	労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）	掲載なし
転職・再就職拡大支援関係	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）	掲載なし